

令和5年豊明市議会定例会開会議案一覧

| 議案番号 | 件名 |
|-------|----------------------------------|
| 選挙 3 | 議長の選挙について |
| 選挙 4 | 副議長の選挙について |
| 選任 1 | 常任委員会の委員の選任について |
| 選任 2 | 議会運営委員会の委員の選任について |
| 選挙 5 | 東部知多衛生組合議会の議員の選挙について |
| 選挙 6 | 愛知中部水道企業団議会の議員の選挙について |
| 選挙 7 | 愛知県競馬組合議会の議員の選挙について |
| 選挙 8 | 尾三消防組合議会の議員の選挙について |
| 報告 1 | 専決処分事項の報告について（豊明市税条例の一部改正） |
| 報告 2 | 専決処分事項の報告について（豊明市都市計画税条例の一部改正） |
| 報告 3 | 専決処分事項の報告について（豊明市国民健康保険税条例の一部改正） |
| 議案 37 | 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第2号）について |

選挙第 3 号

議長の選挙について

地方自治法第 103 条第 1 項の規定により選挙する。

令和 5 年 5 月 15 日

選挙第4号

副議長の選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により選挙する。

令和5年5月15日

選任第 1 号

常任委員会の委員の選任について
豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 5 年 5 月 1 5 日

選任第 2 号

議会運営委員会の委員の選任について
豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 5 年 5 月 1 5 日

選挙第 5 号

東部知多衛生組合議会の議員の選挙について
東部知多衛生組合同規約第 6 条の規定により選挙する。

令和 5 年 5 月 1 5 日

選挙第 6 号

愛知中部水道企業団議会の議員の選挙について
愛知中部水道企業団規約第 6 条第 1 項の規定により選挙する。

令和 5 年 5 月 1 5 日

選挙第7号

愛知県競馬組合議会の議員の選挙について
愛知県競馬組合同規約第5条第1項の規定により選挙する。

令和5年5月15日

選挙第 8 号

尾三消防組合議会の議員の選挙について
尾三消防組合同約第 5 条第 2 項の規定により選挙する。

令和 5 年 5 月 1 5 日

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年5月15日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第1号

豊明市税条例の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和5年3月31日専決

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市税条例の一部を改正する条例

豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第44条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第46条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第48条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第90条第1項及び第5項並びに第93条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条、第61条又は第62条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条

第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第19項を削る。

附則第15条の3を削り、附則第15条の3の2を附則第15条の3とする。
附則第15条の7第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の豊明市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の豊明市税条例附則第15条の3及び第15条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年5月15日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第2号

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分書
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部
を改正する条例を別添のように専決する。

令和5年3月31日専決

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例

豊明市都市計画税条例（昭和47年豊明市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第17項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の豊明市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年5月15日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第3号

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分書
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市国民健康保険税条例の
一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和5年3月31日専決

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第24条中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

第26条第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

令和 5 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 2 号）

議案第 37 号

令和 5 年度豊明市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度豊明市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300,611 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,436,611 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 5 月 15 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 14 国庫支出金 | | 3,093,177 | 71,947 | 3,165,124 |
| | 2 国庫補助金 | 271,001 | 71,947 | 342,948 |
| 18 繰入金 | | 1,260,114 | 219,764 | 1,479,878 |
| | 1 基金繰入金 | 1,217,000 | 219,764 | 1,436,764 |
| 21 市債 | | 672,700 | 8,900 | 681,600 |
| | 1 市債 | 672,700 | 8,900 | 681,600 |
| 歳入合計 | | 23,136,000 | 300,611 | 23,436,611 |

歳 出

単位：千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-----------|------------|---------|------------|
| 2 総務費 | | 3,561,113 | 14,656 | 3,575,769 |
| | 1 総務管理費 | 2,967,870 | 9,926 | 2,977,796 |
| | 7 交通安全対策費 | 18,035 | 4,730 | 22,765 |
| 3 民生費 | | 10,411,689 | 285,955 | 10,697,644 |
| | 1 社会福祉費 | 5,577,810 | 19,798 | 5,597,608 |
| | 2 児童福祉費 | 4,173,749 | 71,947 | 4,245,696 |
| | 3 生活保護費 | 631,936 | 194,210 | 826,146 |
| 歳 出 合 計 | | 23,136,000 | 300,611 | 23,436,611 |

第2表 地方債補正
変更

| 起債の目的 | 補正前 | | | |
|----------|---------------|--------------------|--|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 学校施設改修事業 | 千円 184,500 | 証書借入 又は 証券発行 | 4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。 |
| 起債の目的 | 補正後 | | | |
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 学校施設改修事業 | 千円 193,400 | 証書借入 又は 証券発行 | 4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。 |

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|---------|--------|---------|
| 2. 民生費国庫補助金 | 163,272 | 71,947 | 235,219 |
| 計 | 271,001 | 71,947 | 342,948 |

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 財政調整基金繰入金 | 710,000 | 219,764 | 929,764 |
| 計 | 1,217,000 | 219,764 | 1,436,764 |

21 款 市債

1 項 市債

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|-------|---------|
| 1. 総務債 | 402,000 | 8,900 | 410,900 |
| 計 | 672,700 | 8,900 | 681,600 |

単位：千円

| 節 | | 説明 |
|-------------|--------|---|
| 区分 | 金額 | |
| 3. 児童福祉費補助金 | 71,947 | 子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 1,947 子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 70,000 |
| | | |

単位：千円

| 節 | | 説明 |
|--------------|---------|---------------------|
| 区分 | 金額 | |
| 1. 財政調整基金繰入金 | 219,764 | 財政調整基金繰入金 219,764 増 |
| | | |

単位：千円

| 節 | | 説明 |
|--------------|-------|------------------|
| 区分 | 金額 | |
| 3. 学校施設改修事業債 | 8,900 | 学校施設改修事業 8,900 増 |
| | | |

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

| 目 | 補正前 の 額 | 補正額 | 計 | 節 | |
|----------|------------|-------|-----------|-----------|-------|
| | | | | 区 分 | 金 額 |
| 7. 財産管理費 | 1,000,809 | 9,926 | 1,010,735 | 14. 工事請負費 | 9,926 |
| 計 | 2,967,870 | 9,926 | 2,977,796 | | |

2 款 総務費

7 項 交通安全対策費

| 目 | 補正前 の 額 | 補正額 | 計 | 節 | |
|----------------|------------|-------|--------|-----------|-------|
| | | | | 区 分 | 金 額 |
| 1. 交通安全対策 費 | 18,035 | 4,730 | 22,765 | 14. 工事請負費 | 4,730 |
| 計 | 18,035 | 4,730 | 22,765 | | |

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

| 目 | 補正前 の 額 | 補正額 | 計 | 節 | |
|----------------|------------|--------|-----------|---------|--------|
| | | | | 区 分 | 金 額 |
| 1. 社会福祉総務 費 | 886,822 | 19,798 | 906,620 | 10. 需用費 | 20 |
| | | | | 印刷製本費 | 20 |
| | | | | 11. 役務費 | 199 |
| | | | | 通信運搬費 | 199 |
| | | | | 12. 委託料 | 19,579 |
| 計 | 5,577,810 | 19,798 | 5,597,608 | | |

単位：千円

| 事業 | 金額 | 補正額の財源内訳 | | | | 説明 |
|------------|-------|----------|-------|-----|-------|--------------------------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | |
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 4 公共施設管理事業 | 9,926 | | 8,900 | | 1,026 | 小中学校校舎等外壁補修 9,926 工事費 |
| 計 | 9,926 | | 8,900 | | 1,026 | |
| | 9,926 | | 8,900 | | 1,026 | |

単位：千円

| 事業 | 金額 | 補正額の財源内訳 | | | | 説明 |
|-------------|-------|----------|-----|-----|-------|-------------------------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | |
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 1 駐輪場維持管理事業 | 4,730 | | | | 4,730 | 旧駐輪場用地原形復旧工 4,730 事費 |
| 計 | 4,730 | | | | 4,730 | |
| | 4,730 | | | | 4,730 | |

単位：千円

| 事業 | 金額 | 補正額の財源内訳 | | | | 説明 |
|----------|--------|----------|-----|-----|--------|--|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | |
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 2 福祉推進事業 | 19,798 | | | | 19,798 | 印刷製本費 20 増 通信運搬費 199 増 生活困窮者緊急生活支援 19,579 事業委託料 |
| 計 | 19,798 | | | | 19,798 | |
| | 19,798 | | | | 19,798 | |

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

| 目 | 補正前 の 額 | 補正額 | 計 | 節 | |
|---------------------|-------------|---------|-------------|---------|-----|
| | | | | 区 分 | 金 額 |
| 1. 児童福祉総務 費 | 1, 567, 427 | 71, 947 | 1, 639, 374 | 10. 需用費 | 17 |
| | | | | 消耗品費 | 5 |
| | | | | 印刷製本費 | 12 |
| | | | | 11. 役務費 | 170 |
| | | | | 通信運搬費 | 79 |
| 手数料 | 91 | | | | |
| 12. 委託料 | 1, 760 | | | | |
| 18. 負担金、補助及 び交付金 | 70, 000 | | | | |
| 計 | 4, 173, 749 | 71, 947 | 4, 245, 696 | | |

3 款 民生費

3 項 生活保護費

| 目 | 補正前 の 額 | 補正額 | 計 | 節 | |
|---------|------------|----------|----------|---------|---------|
| | | | | 区 分 | 金 額 |
| 2. 扶助費 | 590, 589 | 194, 210 | 784, 799 | 11. 役務費 | 665 |
| | | | | 手数料 | 665 |
| | | | | 12. 委託料 | 19, 545 |
| 19. 扶助費 | 174, 000 | | | | |
| 計 | 631, 936 | 194, 210 | 826, 146 | | |

単位：千円

| 事業 | 金額 | 補正額の財源内訳 | | | | 説明 |
|------------|--------|----------|-----|-----|------|---|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | |
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 3 児童福祉事務事業 | 71,947 | 71,947 | | | | 消耗品費 5 増 印刷製本費 12 増 通信運搬費 79 増 手数料 91 増 電算関係委託料 1,760 増 子育て世帯生活支援特別 70,000 給付金 |
| 計 | 71,947 | 71,947 | | | | |
| | 71,947 | 71,947 | | | | |

単位：千円

| 事業 | 金額 | 補正額の財源内訳 | | | | 説明 |
|--------|---------|----------|-----|-----|---------|---|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | |
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 1 扶助事業 | 194,210 | | | | 194,210 | 手数料 665 電算関係委託料 8,321 非課税世帯等臨時特別給 11,224 付金給付事業委託料 非課税世帯等臨時特別 174,000 給付金 |
| 計 | 194,210 | | | | 194,210 | |
| | 194,210 | | | | 194,210 | |